

様式第2号(第十一条関係)

表紙(表面)

石綿健康被害救済法

特別遺族年金証書

厚生労働省

表紙(内面)

石綿健康被害救済法

特別遺族年金証書

管轄局署	年金証書の番号	枝番号	死亡労働者等の生年月日	再発行番号
受給権者の氏名				
受給権者の生年月日		年 月 日		
請求年月日		年 月 日		

石綿による健康被害の救済に関する法律によって上記の特別遺族年金の支給を行うことを決定したことを証します。

年 月 日

労働基準監督署長

大きさは、縦114.3 ミリメートル、横 177.8 ミリメートル

裏表紙(内面)

(注意)

1 年金証書の提示又は提出

- (1) 郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口を送金通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。
- (2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。

2 年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき（亡失の場合を除く。）は、既に交付を受けている年金証書を廃棄してください。

裏表紙(表面)

3 年金証書の返納

- (1) 次の場合には、この証書を遅滞なく廃棄してください。

イ 年金を受ける権利が消滅したとき

ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から廃棄を命ぜられたとき

- (2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を遅滞なく廃棄してください。

大きさは、縦114.3 ミリメートル、横 177.8 ミリメートル